

クリーニング事業者のみなさまへ

横浜市役所より環境法令に関するお知らせ

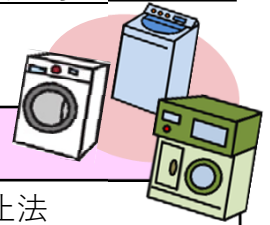
下水道法や水質汚濁防止法及び土壌汚染対策法では、川や海、土壌等の生活環境の保全や、下水処理場の機能を良好に保つため、クリーニング事業所を含めた事業場に対して届出の義務を課しています。市内で営業するクリーニング事業所すべてが届出の対象となりますので、下記内容をご確認いただき、届出がお済みでない場合には速やかにご連絡ください。

届出等の対象となる事業所



届出はお済みですか？

「洗濯業の用に供する洗浄施設」は水質汚濁防止法に規定する「特定施設」であり、**施設の規模や使用する薬品や溶剤の種類、排水の有無及び量にかかわらず、すべてのクリーニング事業所に設置される洗濯機が届出の対象となります。**また、**特定有害物質※**を使用等している事業所は、**特定施設の廃止時等に土壌汚染状況調査が必要となります。**



対象となる事業所	法令名
洗濯機を持つクリーニング事業所	水質汚濁防止法
	下水道法
洗濯機を持つクリーニング事業所のうち、特定有害物質を使用等している、またはしていた事業所	土壌汚染対策法
	横浜市生活環境の保全等に関する条例

※特定有害物質

土壌汚染対策法に定める有害物質。クリーニング業においては主に、以下の物質が該当します。

- ・テトラクロロエチレン（パークレン）・ふっ素及びその化合物（ふっ素系溶剤）
- ・1，1，1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）

クリーニング事業所を開業する際、開業時に届け出た事項に変更が生じた際などに水質汚濁防止法や下水道法の届出が必要となります。また、特定有害物質を使用等している事業所は、特定有害物質の使用等の記録を行い、その結果を1年ごとに土地所有者に送付する必要があります。

クリーニング事業所の新設
洗濯機等の更新
クリーニング事業所の廃業 など

横浜市への届出

特定有害物質の使用等の記録

1年ごとに土地所有者
に送付

上記以外にも届出が必要な場合や届出後、土壌汚染状況調査が必要な場合があります。詳細は次ページ以降を確認するようお願いします。

開業時

名称	期限	届出要件等
特定施設設置届 (水質汚濁防止法・下水道法)	設置する 60日前まで	特定施設を新設、更新
公共下水道使用開始届 (下水道法)	あらかじめ	特定施設の設置者が公共下水道を使用する

営業中

名称	期限	届出要件等
特定施設構造等変更届 (水質汚濁防止法・下水道法)	設置する 60日前まで	施設のレイアウト、構造、設備の変更 使用方法の変更、排水処理施設の変更 汚染状態及び量の変更 ※特定施設の更新時は特定施設設置届、 廃止届が必要です。
氏名等変更届 (水質汚濁防止法・下水道法)	変更日から 30日以内	届出に係る氏名、名称、住所、法人代表者の変更があった場合
特定有害物質の使用等の 記録、保存 (横浜市生活環境の保全等に関する条例)	記録 年1回以上	特定有害物質を使用等している事業所の設置者は、 特定有害物質の使用状況等を記録、保存 する必要があります。 記録内容の例 事業所敷地の利用状況 使用薬品の種類、使用量、使用期間 特定有害物質の保管場所、保管方法
特定有害物質の使用等の 記録の送付 (横浜市生活環境の保全等に関する条例)	原則年1回 土地所有者に送付	事業者と土地所有者が異なる場合、事業者は土地所有者に特定有害物質の使用等の 記録の写しを送付 する必要があります。

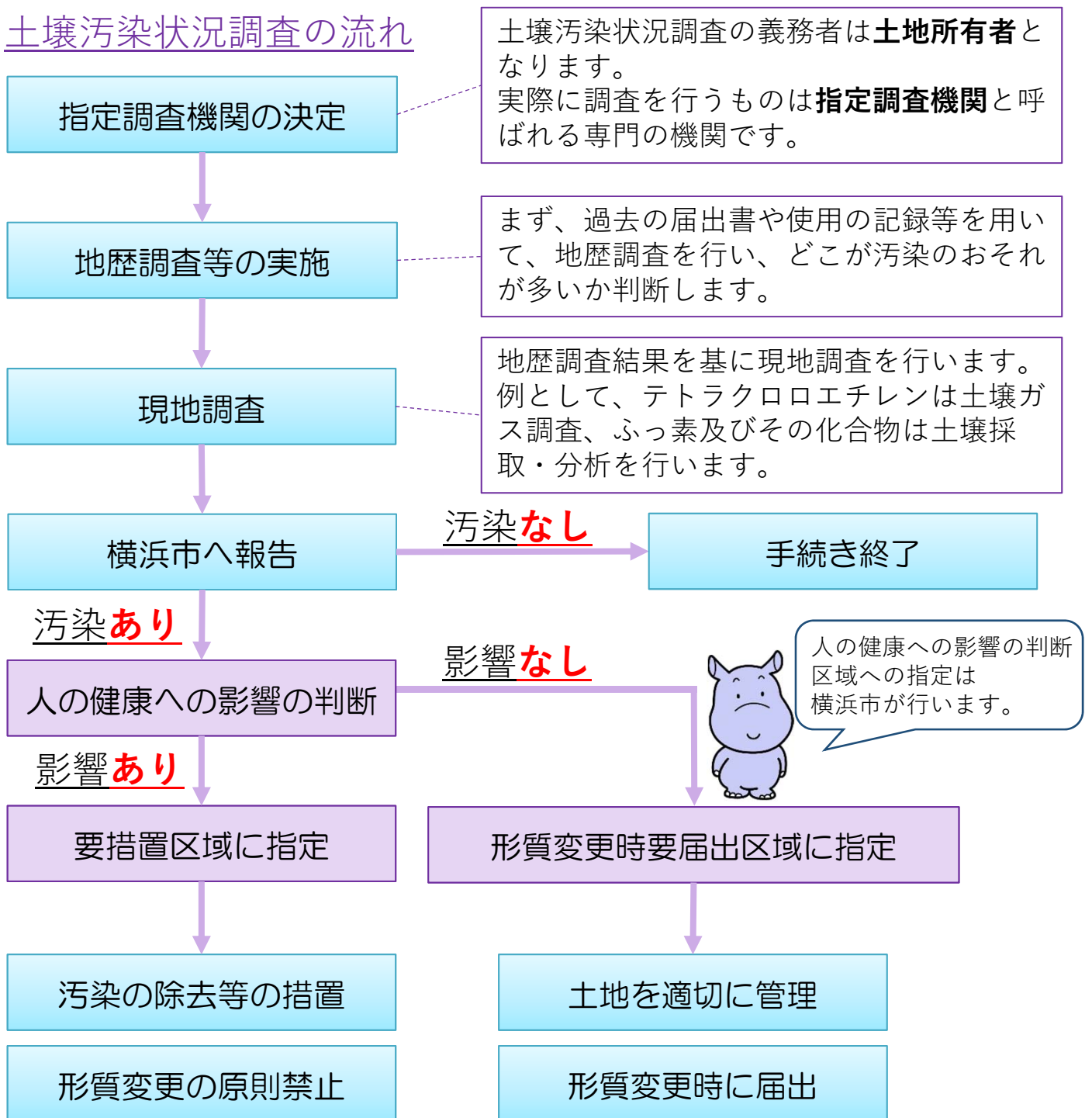
閉業時

名称	期限	届出要件等
特定施設使用廃止届 (水質汚濁防止法・下水道法)	廃止日から 30日以内	特定施設を廃止、更新
特定有害物質使用等事業所 廃止届 (横浜市生活環境の保全等に関する条例)	廃止日から 30日以内	特定有害物質を使用等している事業所を廃止

土壤汚染状況調査について

名称	期限	届出要件等
土壤汚染状況調査結果報告書 (土壤汚染対策法)	義務の発生日から原則 120日以内	有害物質使用特定施設を廃止した際に 土地所有者 による調査・報告が必要
条例土壤汚染状況調査結果報告書 (横浜市生活環境の保全等に関する条例)	義務の発生日から原則 120日以内	特定有害物質を使用等している事業所を廃止した際に 土地所有者 による調査・報告が必要

土壤汚染状況調査の流れ



よくある質問

質問	回答
水洗機、ドライ機を設置してクリーニングを行っていましたが取次店となりました。届出が必要ですか。	水洗機、ドライ機を廃止して取次店になった際は使用廃止届が必要です。下記担当にご相談下さい。
水洗機、ドライ機を更新した際、届出を失念していました。どのようにすればよいでしょうか。	取り急ぎ、下記担当までご相談下さい。必要な届出等についてご説明いたします。
過去に特定施設を保有していました。届出や土壤汚染状況調査の対象となりますか。	水質汚濁防止法や下水道法は洗濯機を持つすべてのクリーニング事業所が届出の対象です。 土壤汚染状況調査については土壤汚染対策法が施行された平成15年以降が対象となります。 また、平成24年以降に営業している事業所については、それ以前に特定有害物質の使用等を廃止していても、条例土壤汚染状況調査の対象となります。
土壤汚染状況調査の結果、汚染が見つかりました。今後、土地利用はできないのでしょうか。	汚染が確認されたとしても、人体に影響がないことが確認できれば、工事などを行うことも可能です。ただし、汚染が拡大しないような施工方法が必要となるため、形質変更、区域外搬出の14日前までに届出が必要となります。
特定施設を廃止しましたが、事業所は継続するため、土壤汚染状況調査を行うのが困難です。	特定施設を廃止したとしても、事業所や住居として継続利用する場合、調査の猶予が可能な場合があります。詳しくはご相談ください。

連絡先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壤環境課
横浜市中区本町6丁目50-10 (27階南側)

水質担当 (水質汚濁防止法) : TEL 045-671-2489
MAIL mk-mizu@city.yokohama.lg.jp
土壌対策担当 (土壌汚染対策法) : TEL 045-671-2494
MAIL mk-dojo@city.yokohama.lg.jp

横浜市 下水道河川局 下水道施設部 水質課
横浜市中区本町6丁目50-10 (27階南側)

工場排水担当 (下水道法) : TEL 045-671-2835
MAIL gk-kouhai@city.yokohama.lg.jp



※お問合せは、祝日・休日を除く平日の9時から17時までにお問い合わせいたします。
※ご来庁の際はお電話でご予約ください。